

# 京都府市町村職員共済組合公報

第244号

令和5年4月3日

京都市上京区西洞院通下立売上ル  
西大路町149番地の1  
京都府市町村職員共済組合

公告第829号

京都府市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定により公告する。

令和5年4月3日

京都府市町村職員共済組合  
理事長 河井規子

## 京都府市町村職員共済組合定款の一部変更について

京都府市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第9条第3項の表第1区の項中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改める。

第40条第1項の表中「1,000分の47.10」を「1,000分の50.65」に、「1,000分の8.74」を「1,000分の8.40」に、「1,000分の2.35」を「1,000分の2.80」に改める。

第40条の2中「1,000分の98.92」を「1,000分の106.02」に、「1,000分の17.48」を「1,000分の16.80」に改める。

第42条中「令和4年度」を「令和5年度」に、「2,180円」を「1,430円」に改める。

別表中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改める。

## 附 則

- この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和5年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。